

# 学校いじめ防止基本方針

鶴岡市立鼠ヶ関小学校

## いじめとは

「いじめ」とは、されている人が心理的・物理的に苦痛を感じ、いじめられていると感じているものは、すべて「いじめ」です。

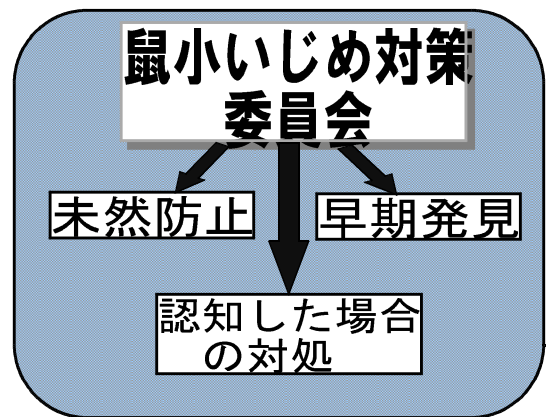
## いじめを生まないために

「鼠小いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止のための中核的な役割を担います。

年に2回のいじめアンケート、年4回の児童アンケートを実施し、必要に応じて面談等を行い、早期発見・早期解決に努めます。

一人一人が分かる授業、活躍できる集団づくりを進め、いじめに向かわない態度・能力を育成します。

保護者・地域の方々の意見をいただきながら「基本方針」を改善していきます。



## 重大ないじめが発生してしまったら

教育委員会と協議のうえ、「鼠小いじめ対策委員会」の組織に加え、「鶴岡市いじめ問題対応委員会」より必要な人員の派遣を受けて組織を設け、調査・報告等を実施します。

### 重大ないじめ発生時の対応

- ・いじめについて、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・聴き取り及び調査の結果を集約し、関わる児童・保護者に情報を提供します。
- ・調査結果は、市教育委員会を通じ市長に報告します。
- ・被害児童に対して、必要に応じて専門家を活用しながら、継続的なケアを行います。

いじめを絶対に許さない、いじめられている子どもを守り抜く姿勢で、組織的に対応していきます。

いじめが発生してしまったら、迅速かつ適切な対応を取り、いじめを解決していく過程が子どもの成長につながるようにしていきます。

# 鶴岡市立鼠ヶ関小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

## はじめに

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に深刻な影響を及ぼすのみならず、人権侵害にあたる許されない行為であるという認識のもと、すべての児童が楽しく安心して生活できる学校をめざし、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行、以下、「法」という。）及び「鶴岡市いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成26年9月施行、以下、「条例」という。）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終決定：平成29年3月14日）及び「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月策定）、「鶴岡市いじめ防止基本方針」（平成31年2月改訂）を踏まえ、いじめの防止、早期発見、早期対応について組織的・計画的に取り組んでいくために、本基本方針を制定する。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

(1) いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本校ではこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられていた児童本人や周辺の状況などを客観的に確認することを排除するものではない。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑤ 例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない

ケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ⑥ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、事案を法第22条の学校いじめ対策組織などへ情報提供することは必要になる。
- ⑦ 具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ア | 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる     |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる                |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする   |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする         |
| オ | 金品をたかられる                         |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする    |
| キ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ク | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等     |

- ⑧ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 関係者の役割・基本姿勢

### (1) 学校及び学校の職員の役割・基本姿勢

- ① 国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。
- ア) 学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。
- イ) いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め、地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定することに努める。
- ウ) 策定された学校基本方針は、定期的<sup>\*1</sup>に、児童の実態やPTAや学区民の意見をもとに総点検<sup>\*2</sup>を行い、改善を図る<sup>\*3</sup>ものとする。

※1 ① PTA総会の際に、毎年保護者に説明し周知徹底を図る。② 学校ホームページにも掲載し地域・保護者への周知を図る。

※2 ① 学校評価アンケートに本方針に係る項目を設け評価する。

※3 ① 上記評価をもとに改善を図る。② 上位の方針などに変更があった場合は速やかに本方針を見直す。

- ② わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## (2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## (3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 3 いじめ問題等への組織的対応

### (1) 学校におく組織

- ① 子どもを語る会（定例会議）  
週1回、校内の児童の状況について全職員で情報交換を行い、いじめ等の実態の把握に努める。いじめがあった場合の対応について共通理解を図る。
- ② 鶴岡市立鼠ヶ関小学校いじめ対策委員会（常設）  
学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（情報の共有、関係児童への聴取、指導・支援の体制と方針を決定）等に関する措置を実効的に行う。

【構成員】・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・関連担任  
(必要に応じて：市SC PTA会長 市教育相談員 鶴岡警察署員)

## (2) 重大事態発生時の対応組織

教育委員会と協議の上、(1)②の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

## 4 関係機関との連携

### (1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

本校では、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携を図り、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、鶴岡市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、教育委員会、関係機関と連携する。

### (2) 学校相互の連携協力体制の整備

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合は、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。また、小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。

### (3) 各ブロック校長会及び生徒指導担当者会との連携

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位としたブロックにおいて、各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1～2回行い、対策等の共有を図る。

## II いじめ防止等の基本的施策

### 1 未然防止の取組

#### (1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

##### ① 児童理解の努力と工夫

本校では、児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ア) 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていく。
- イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体のようなすを把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。
- ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について、情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

- エ) 鶴岡市教育委員会や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。
- オ) 気になる児童の情報等については、担任が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校の組織として対応できる体制を整えておく。
- カ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。これらの努力・工夫により、個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

## ② 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

## (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。また、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

さらに、道徳の時間等で、「いじめ問題」について、自分の考えを述べたり、互いの考えを尊重しながら議論したりする学習活動にも積極的に取り組み、児童が主体的に「いじめ問題」についての考えを深めることができるようにする。

## (3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

### ① 系統的な「いのち」の教育の実践

本校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

### ② 家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

### ③ 地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子

子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

#### (4) 児童会の主体的な活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、各学校の児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守等、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、児童の自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進する。

#### (5) 教員等の資質能力の向上

##### ① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援を行う。その中で、児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修の機会を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

##### ② 特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座への参加

通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいと疑われる児童の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって、児童に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。

高い専門性を持ち、障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため、特別支援教育コーディネーターの他に、管理職、学級担任等の多くの教員が受講できる講座や研修会へ職員を計画的に派遣する。

#### (6) P T A組織を生かした取組の推進

##### ① 学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。P T A諸会議や学校運営協議会においても情報を共有していく。

##### ② 家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

### ③ 学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりの取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

## 2 早期発見の取組

### (1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進めるなどの対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

#### ① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴く。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していく。

#### ② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。本校においては、いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない

#### ③ いじめの早期発見のための対応と取組

##### ○ いじめに対する認識

・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題

##### ○ いじめを許さない学校と学級づくり

・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

##### ○ 校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく



定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

- ・「いじめ問題への取組点検表」（県教育委員会）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取組の徹底について」

「平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知」に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

- 実態把握のためのアンケート等の実施
  - ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
  - ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）の報告に結果を反映
  - ・「友だちアンケート」の実施（5月・8月・10月・1月）
- いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施
  - ・教職員用と保護者用を作成し配布
  - アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施
- 相談窓口（連絡先）の提供
- 児童会を中心とした自主的な取組
- 計画的・組織的な校内巡視の実施

## （2）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

### ① 学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報を鼠小いじめ対策委員会に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、鼠小いじめ対策委員会に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

### ② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

### ③ 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

#### ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し、指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築

と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめの実態を把握するアンケート等により、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮を行う。

また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていく。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童及び保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

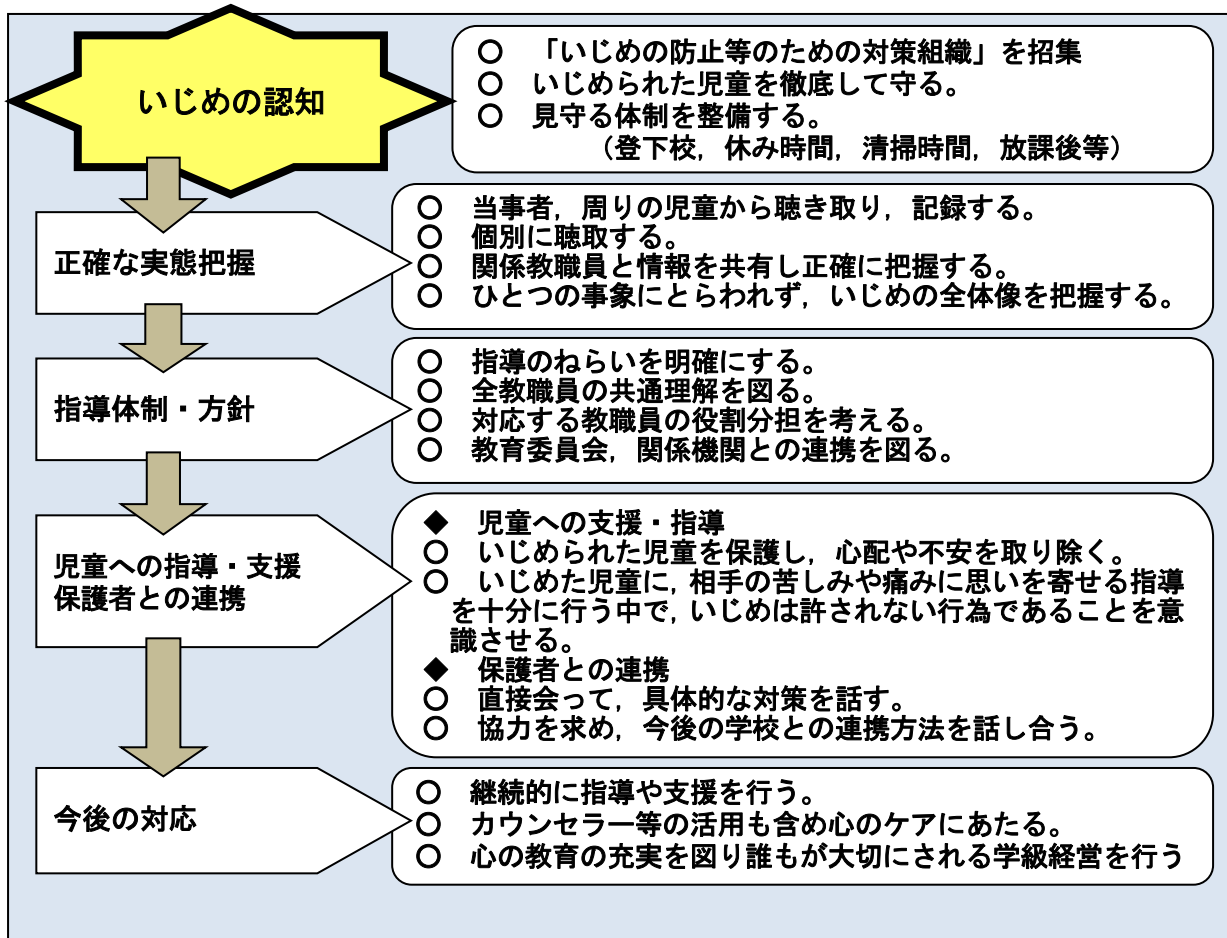
### 3 いじめ発生の場合の適切な対応

○ 学校における基本的対応

- ・ いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ・ 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ

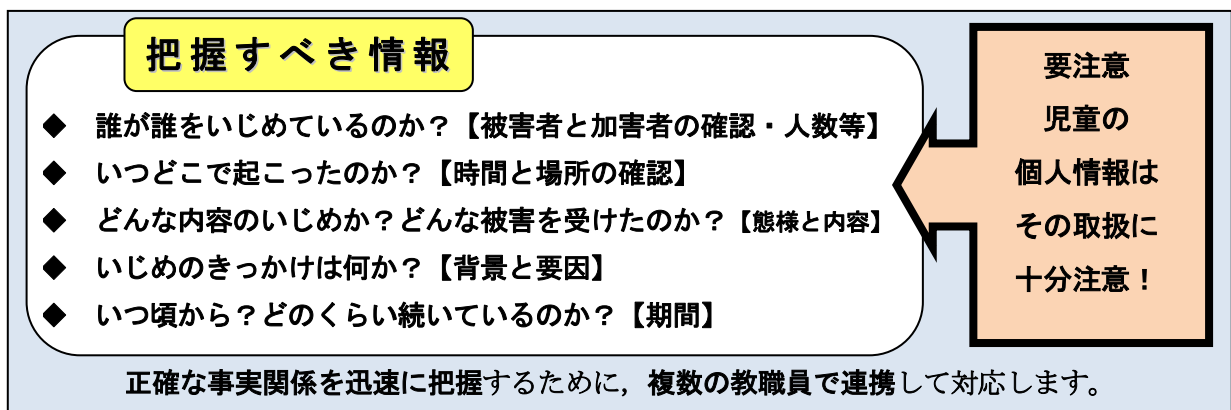
いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく鼠小いじめ対策委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。(以下次頁)



## (2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には, 特定の教職員で抱えこまず, 速やかに鼠小いじめ対策委員会に報告し, 組織的に対応する。鼠小いじめ対策委員会は, いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ, 速やかにいじめの正確な事実確認を行い, 情報を共有するとともに, 校長のリーダーシップのもと, 指導体制や指導方針を決定する。

なお, いじめられた児童から, 事実関係の聴取を行う際, いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず, 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど, いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また, 児童の個人情報の取扱いなど, プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



### (3) いじめと認知した場合の対応

#### ① 被害児童及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

##### イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

##### ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

##### エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

#### ② 加害児童及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

##### イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人

格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

#### ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

### ③ 集団へのはたらきかけ

#### ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

### ④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決<sup>※1</sup>とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、鼠小いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる

ような集団づくりに努める。

※1【いじめの解決・解消の要件】 ① いじめに係る行為が3か月以上止んでいる。 ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（面談等で確認する）

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

#### 1 ネット上のいじめの実態を知る

##### (1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師等の身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

##### (2) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ① 掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例
  - ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
  - イ) 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う
- ② メールでのネット上のいじめの事例
  - ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
  - イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷
- ③ SNSを利用したネット上のいじめの事例
  - ア) SNSを利用した誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
  - イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う
- ④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗中傷の対象

として悪用されやすい。

今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービス等の出現により、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

## 2 ネット上のいじめの未然防止

### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

#### ① 教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

#### ② 児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

#### ③ 教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

### (2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、市内の児童のIT機器の使用状況等について調査し、保護者に対して児童のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

#### ① 学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

#### ② 家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

◆ ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ P T Aの取組と連携

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発するなどの活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、P T A活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

### 3 早期発見・早期対応

#### (1) 早期発見への取組

① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力をする。

このため、常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておく。

③ 学校・家庭・地域、P T Aによる適切な指導の実施

各授業や学校行事、児童会活動等を通して、主体的に正しい行動をするスキルを身に付けるデジタル・シティズンシップ教育の充実を図り、正しい判断のもと、「マナーを守って使う」「考えられるリスクを知り、快適に利用する」など適切な指導に努める。

また、保護者においてもこれらについての理解を求める。



#### ④ その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

### (2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### ① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

##### ア) ネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

##### イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

学校及び市教育委員会は、誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

##### ◆ 確認する内容 (いじめられた本人や保護者から)

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」  
「それに対してどのような行動をしたか」

##### ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

##### エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。

##### オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した

削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

## ② 警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

## ③ 法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

## ④ 児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

## ⑤ チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。

イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗

中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。

エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の大変危険なサイトにつながる場合があること。

◆ チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

#### IV 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ③ 上記の定義の他、校長が重大事態と判断した場合(自傷行為・児童画像流出等)
- ※ 児童や保護者会から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には十分な調査等を実施した上で、市教育委員会とよく相談し、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

##### (2) 重大事態の発生と調査

市教育委員会又は学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

市教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について適切に提供する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

##### ① 重大事態の意味 (法第28条1項第1号及び第2号)

- ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、不登校の定義を踏まえ、年間欠席日数30日を目安とする。
- ・ ただし、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよ

う、学校は欠席日数が30日（目安）に達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に相当するか否かの判断を学校が行う場合は、市教育委員会と協議する。市教育委員会に報告・相談する目安としては、病気やけがなどの正当な事由がなく7日以上連続して欠席している場合とする

- ・ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## ② 重大事態の報告

法第30条第1項の規定に基づき、学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、報告する内容については、以下を基本とする。

- 学校名および対象児童生徒の氏名、学年、性別
- 報告の時点における対象児童生徒の状況
- 重大事態に該当すると判断した根拠 等

## ③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条に規定する調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。（詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。）

## ④ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図ることにより、当該調査の公平性や中立性を確保するよう努める。

学校がその調査を行う場合には、「対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会と学校が協議し、市対応委員会より人員を派遣する等、適切な専門家を加え設置する。

（詳細は、市教育委員会の判断に沿って進めることとなるので、市の基本方針を参照のこと。）

## ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事

態の発生防止を図るものである。

⑥ 調査実施に当たっての留意事項

(調査対象者、保護者等に対する説明)

- アンケートについては、市教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童及びその保護者に説明した上で実施する。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒は噂や報道等に影響され、記憶があいまいになり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、可能な限り、速やかに実施するよう努める。市対応委員会の立ち上げ等に時間を要する場合はあるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう市教育委員会及び学校は状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも想定する。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録調査により把握した情報の記録については、市対応委員会が実施した調査の記録の他、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第28条第2項の調査において、市教委及び学校が取得、作成した記録を含む。なお個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存するが、5年を越えたとしても、当該事案への対応が終結するまで保管する。

(調査実施中の経過報告)

- 市教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

(いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合)

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考に行う。

（不登校重大事態である場合）

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う

#### ⑦ 重大性を踏まえた市教育委員会の支援

当該事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### ⑧ 個人のプライバシーへの配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### （3） 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

法第28条第2項の規定に基づき、市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明し、この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。また、加害者側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、市個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に行う。その際「市個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を適切に整理して行う。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重要性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への

影響等を総合的に勘案して適切に判断する。市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

#### ② 加害児童生徒、他の児童生徒等に対する情報提供

市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について、説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。市教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む。）とともに調査結果を説明し、事実関係を伝える。

報道機関等の外部に公表しない場合であっても、市教育委員会及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

#### ③ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告に当たっては可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものになるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

#### ④ 調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を検討する。

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行いいじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導などを行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法や国基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

## V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

### (1) 教育相談体制と活動計画

#### ① 教育相談体制

ア) 児童と共に活動し、一人ひとりの児童との対話を重視して学級経営に当たる。

イ) 職員間でその時々の子どもの様子を気軽に話し合い、常に複数の目で子どもを見つめていくとともに、問題の解決に当たっては全校体制で指導を進める。

ウ) 学校での様子を保護者に伝え、必要に応じて保護者との話し合いを持ち、連携をとりながら指導に当たる。

## ② 活動計画

ア) 毎週水曜日に「子どもを語る会」を実施

イ) スクールカウンセリング日に合わせて保護者の教育相談日の設定

ウ) 「友だちアンケート」「先生と語る週」の設定

エ) Q Uアンケートの実施

オ) スクールカウンセリングの実施（年間10回程度）

## (2) 生徒指導体制と活動

### ① 方針

ア) 自他の良さを受け止め、認め・励まし・伸ばす場を設定し、相手を思いやり、いのちを大切にし、共に高まり合おうとする心と実践力を育て、温かい人間関係作りに努める

イ) 望ましい価値判断の基準に従って善し悪しを判断し、考えて行動する力を身につけさせる

ウ) 児童会活動や縦割り活動を通して、主体的・創造的に活動しようとする心を養い、実践力を育てると共に、相手を認め、お互いに助け合う心を育てる

エ) 児童理解を深め、問題の未然防止・早期解決の対策を常に検討し、実態に応じた指導体制の充実と積極的な教育相談活動の実践に努める

### ② 校内生活指導

ア) 「授業の中での生徒指導」を大切にし、自己有用感・自己存在感を持たせ、共感的人間関係の育成を図る

イ) 生活のきまりとその意味を理解させ、生き方育成部の重点目標、児童会の目標への取り組みを中心として、好ましい判断力と実践力を身につけさせる

ウ) 縦割り活動やあいさつ運動などを通して、思いやりの心を育てる

### ③ 校外生活指導

ア) きまりを守って、正しく安全に生活できるようにさせる

イ) 問題行動の未然防止・早期発見につとめる

## VI 校内研修

### (1) 児童理解

全職員の共通理解を図るために、年度当初に児童理解の研修を実施する。また、毎週実施する子どもを語る会で、子どもの様子について情報交換を行う。

また、Q Uテストの分析を通して、学級や児童の実態について共通理解を深めるための研修を実施する。

### (2) いじめ問題等の生徒指導に関する研修

ネット関連について、外部講師を招いた研修会を実施し、児童への指導に活かす。

## VII 学校における点検・評価



## (1) 学校評価を通して

- ① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
  - ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
  - ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - ・各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

## (2) 教員評価を通して

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価する。
- ② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

## Ⅷ その他

### (1) 基本方針の見直しに関すること

基本方針は、児童や学校、地域の実態に合わせて毎年見直しを行い、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動

地域の特色を活かした遠泳大会やヨット授業、宿泊体験学習を通して、地域指導者の方々への感謝の気持ちや互いに協力する心などを育てる。

#### 【策定・改定などの履歴】

- ・平成27年2月策定
- ・平成29年4月一部改定
- ・令和元年12月一部改定
- ・令和3年1月一部改定
- ・令和3年4月一部改定
- ・令和4年4月一部改定
- ・令和5年4月一部改定